**三田共友会略年表**

昭和27年（１９５２年）共済部　創立

昭和29年（１９５４年）三田共友会　創立

（中略）

昭和54年9月22～23日　 総会　（共済部創立25周年記念　奥湯河原温泉「山翠楼」）

昭和55年6月21日　 総会　（新宿ミラノゲームセンター）

昭和56年6月19日　　　 総会　（新宿野村ビル）

昭和57年6月12日　 総会　（柴又　川甚）

昭和58年6月11日 　総会　（上野　東急ビル）

昭和59年6月16日　 総会　（渋谷　パンテオン2Fロビー）

昭和60年6月22日　　　 総会　（池袋　ホテルメトロポリタン）

昭和61年6月14日　　　 総会　（九段　フェヤーモントホテル）

昭和62年6月13日　　　 総会　（渋谷　東急イン）

昭和63年6月25日　　　 総会　（渋谷　東急ゴールデンホール）

平成元年6月24日　　　　総会　（新宿　バクパイプ）　　役員改選

平成2年7月6日　　　　 総会　（原宿　南国酒家）

平成3年6月27日　　　　総会　（渋谷　聘珍楼）

平成4年7月3日　　　　 総会　（原宿　桜外楼飯店）　役員改選・規約改正

平成5年6月23日　　　　総会　（青山　外苑飯店）

平成6年7月27日　　　　総会　（半蔵門　ホテル霞友会館）

平成7年6月7日　　 　　総会　（三田　慶應ファカルティークラブ）

平成8年6月5日　 　 　 総会　（銀座　交詢社）

平成9年6月21日　　　　総会　（青山　尚友会館）

平成10年6月6日　　　 総会　（銀座　シーガルハウス）

平成11年6月5日　　　　総会　（渋谷　東急ゴールデンホール）

平成12年6月10日　　　総会　（渋谷　エクセルホテル東急）

平成13年6月9日 　総会　（三田　慶應ファカルティークラブ）

平成14年6月8日　　　 総会　（錦糸町　カフェレストランくすの木・東京水辺ライン）

平成15年6月28日　　　総会　（日吉　慶應義塾大学矢上キャンパス　創想館）

役員改選・規約改正

平成16年6月19日　　総会　（三田　慶應ファカルティークラブ）

平成17年6月11日　　総会　（銀座　交詢社）

平成18年６月10日　　総会　（上野毛　五島美術館）

平成19年6月9日　　 総会　（三田　中国飯店）

平成20年6月14日　　総会　（柴又　川甚）　　規約改正

平成21年6月6日　 　総会　（銀座　交詢社）　役員改選

平成22年6月12日 　総会（日吉　慶應義塾大学日吉キャンパス　学生食堂）

平成23年6月11日　総会（三田　慶應義塾大学三田キャンパス　慶應ファカルティー

クラブ）

　　　　　　　　　　　　　　共済部WEBスタート

平成24年6月9日　　　総会　（青山　DEN　AQUA　ROOM）

平成25年6月15日　60周年記念総会

（三田　慶應義塾大学三田キャンパス　ザ・カフェテリア）

平成28年6月4日　総会（三田　慶應義塾大学三田キャンパス　山食）

平成29年6月9日　総会　（西麻布　レストラン　ひらまつレゼルブ）

平成30年6月9日　総会　（芝公園　ザ・プリンスパークタワーホテル　メロディーライン）

令和元年6月9日　総会　（三田　慶應ファカルティ―クラブ）

令和2年　コロナのため、総会中止

令和3年　コロナのため、総会中止

三田共友会規約

（平成20年6月改正）

第　1　章　　総　　　　則

（名　称）

第1条　本会は、三田共友会（以下本会という）と称する。

（目　的）

第2条　本会は、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

（本　部）

第3条　本会は、本部を東京都港区2の15の45慶應義塾大学福利厚生

機関共済部内におく。

第2章　　会　　　　員

（会　員）

第4条　① 本会の会員は、次の各号の一つに該当する者とする。

１．慶應義塾大学福利厚生機関共済部（以下共済部という）の部員であった卒業生のうち、入会を希望した者

２．共済部の現役部員

３．前各号以外の者で入会を希望し、総会において会員となることを認められた者。

４．遠方在住や転勤などで、長期にわたり共友会に参加が困難な会員のうち、希望した者を休会会員として承認する。ただし本人の申し出により随時復帰は認める。

５．共友会に入会を希望されなかった者を名簿会員とする。共友会会員ではない。ただし本人の申し出により随時復帰は認める。なお以下会員は正会員、休会会員を扱うものとする。

② 前項第3号の承認は総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

（除　名）

第5条　① 会員であって、次の各号の一つに該当する者は総会においてこれを除名することができる。

１．本会の秩序を乱し、または、本会の活動にまったく非協力的な者

２．本会の名誉を傷つける行為のあった者

３．長期に亘り会費を滞納している者

② 前項の除名は、総会出席会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

第3章　　役　　　　員

（役　員）

第6条　①　本会には次の役員をおく。

１．会長　1名

２．副会長　2名

３．幹事　若干名

４．会計監査役　1名

５．顧問　若干名

② 前項第3号の幹事は幹事会を組織し、会長の指名に基づき幹事長1名を選任する。

（役員の選任）

第7条　前条各号の役員は、定時総会において会員の中から選出するものとし、いずれも総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

（任　期）

第8条　役員の任期は、前任者の任期満了の年の6月1日から２ヵ年間とする。ただし、任期満了後も後任者が選任されるまでは、その任務を継続する。

（重　任）

第9条　役員は重任することができる。

（任　務）

第10条　役員の任務は、次の各号のとおりとする。

１．会長は本会を代表し、総会および幹事会の決定に従い会務を総括する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３．幹事は、幹事会の構成員として、付議事項の審議にあたるとともに、会長からの特命事項につき会務を処理する。

４．幹事長は幹事会を代表し、幹事会の任務を総括する。

５．現役幹事は、幹事長の指揮のもとで本会の会計業務を行う。

６．会計監査役は、会計年度終了後に本会の会計を監査し、定時総会において監査結果を報告する。

７．顧問は、本会の重要事項につき特に会長から求められた場合に意見を述べるほか、本会の運営上の忠告を会長に行う。

第4章　　機　　　　関

（総　会）

第11条　①　総会は本会の意思決定の最高機関とし、本規約に定められた付議事項のほか、本会の重要事項はすべて総会において決定することを要する。

② 総会は、会員の過半数（委任状提出を含む）の出席により成立する。

③ 本規約において別段の定めのない付議事項の決議は、総会出席会員の過半数の賛成によることとする。

④ 総会は、毎年定時に開催するほか、臨時に開催する事ができる。

⑤休会会員に議決権はない。

（定時総会）

第12条　定時総会は毎年1回、原則として6月に開催するものとし、幹事会の決定に従って会長が召集する。

（臨時総会）

第13条　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に幹事会の決定に従って会長が召集する。

１．会長が必要と認めた場合

２．会員から開催要求があり、会長がその理由を適当と認めた場合

３．会員の3分の1以上から開催要求があった場合

（幹事会）

第14条　① 幹事会は、会長が必要と認めたときに、随時、幹事長が召集するものとする。

② 幹事会は、幹事長及び幹事の過半数の出席で成立する。

③ 会長及び副会長は幹事会に出席することができる。

④ 幹事会の付議事項は、次の各号のとおりとし、原則として出席者全員の賛成によりこれを決定する。

１．定時および臨時総会の開催と、開催の日時、場所および付議事項

２．本会の行う諸事業、行事に関する事項

３．その他本会の運営上の重要事項

⑤ 前項第2号、3号に関する幹事会の決定事項は、総会の承認を得た時から効力を持つ。

第　5　章　　会　　　　計

（会　費）

第15条　 ① 定期的な年会費の徴収はしない。

② 徴収された会費は本会運営のためにのみ使用されなければならない。ただし、財政状況に応じて会員から必要な寄付を請求し、会費として扱うことができる。

（会計年度）

第16条　会計年度は、毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。

（会計報告）

第17条　現役幹事は、会計年度終了後直ちに当該年度の会計報告書を作成し、会計監査役の審査を受けた上、定時総会において会員に報告して、その承認を得なければならない。

第6章　付属規約および改正

（付属規約）

第18条　① 本規約第2条の目的を達成するために、総会の決定により、付属規約を制定する事ができる。

② 前項の決定は、総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（改　正）

第19条　本規約および付属規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成によって行う。

以上

[弔慰金に関する規約]

会員が死亡した場合は、本会から弔慰金10,000円を給付するものとし、その具体的な方法は会長が決定する。

（参　考）

三田共友会　会計口座

三井住友銀行　三田通支店

口座番号　623-6834566　三田共友会